

# **長崎県五島市沖の 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に係る 公募占用指針について**

2020年4月3日  
経済産業省資源エネルギー庁  
国土交通省港湾局

# 本日ご議論いただきたい内容について

- 昨年、本合同会議において、「促進区域の指定」と「公募による事業者選定」に関して、中間整理を行い、これを踏まえ、経済産業省と国土交通省は、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」及び「一般海域における占用公募制度の運用指針（以下「運用指針」という。）」を作成した。
- ガイドラインを踏まえ、促進区域の指定の調整を行ってきたところ、長崎県五島市沖の一般海域について、地元関係者を含む協議会での意見がとりまとめたこと等を踏まえ、2019年12月27日に海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定した。
- 今後、運用指針に従って、長崎県五島市沖の促進区域に係る公募占用指針を定める必要がある。
- 本日の合同会議では、事業者との意見交換等を踏まえ、長崎県五島市沖の公募占用指針を作成する上で、追加でご議論頂きたい事項があるため、これについて具体的な案を事務局から提示し、ご議論いただきたい。

※再エネ海域利用法に基づくと、公募占用指針のうち評価の基準を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴かなければならぬとされていることから、評価の基準については、再エネ海域利用法に基づき意見聴取を行うもの。

○再エネ海域利用法

第13条第2項

一 対象発電設備区分等

二 促進区域内海域の占用の区域 ⇒ 運用指針に従って、長崎県五島市沖の面積等を記載（議論無し）

三 促進区域内海域の占用の開始の時期 ⇒ 運用指針に従って、「公募占用計画が認定された日から原則6年以内」と記載（議論無し）

四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準

五 公募の参加者の資格に関する基準

六 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項

七 供給価格上限額

八 公募に基づく再生可能エネルギー電気特別措置法第3条第1項に規定する調達価格の額の決定の方法

九 対象発電設備区分等に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第3条第1項に規定する調達期間

十 再生可能エネルギー電気特別措置法第9条第1項の規定による認定の申請の期限

十一 促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項 ⇒ 長崎県五島市沖の基地港湾の場所等について、追加的に議論が必要

十二 撤去に関する事項 ⇒ 保証の額や保証の開始時期について、追加的に議論が必要

十三 公募占用計画の認定の有効期間 ⇒ 運用指針に従って、原則30年とすることを記載（議論無し）

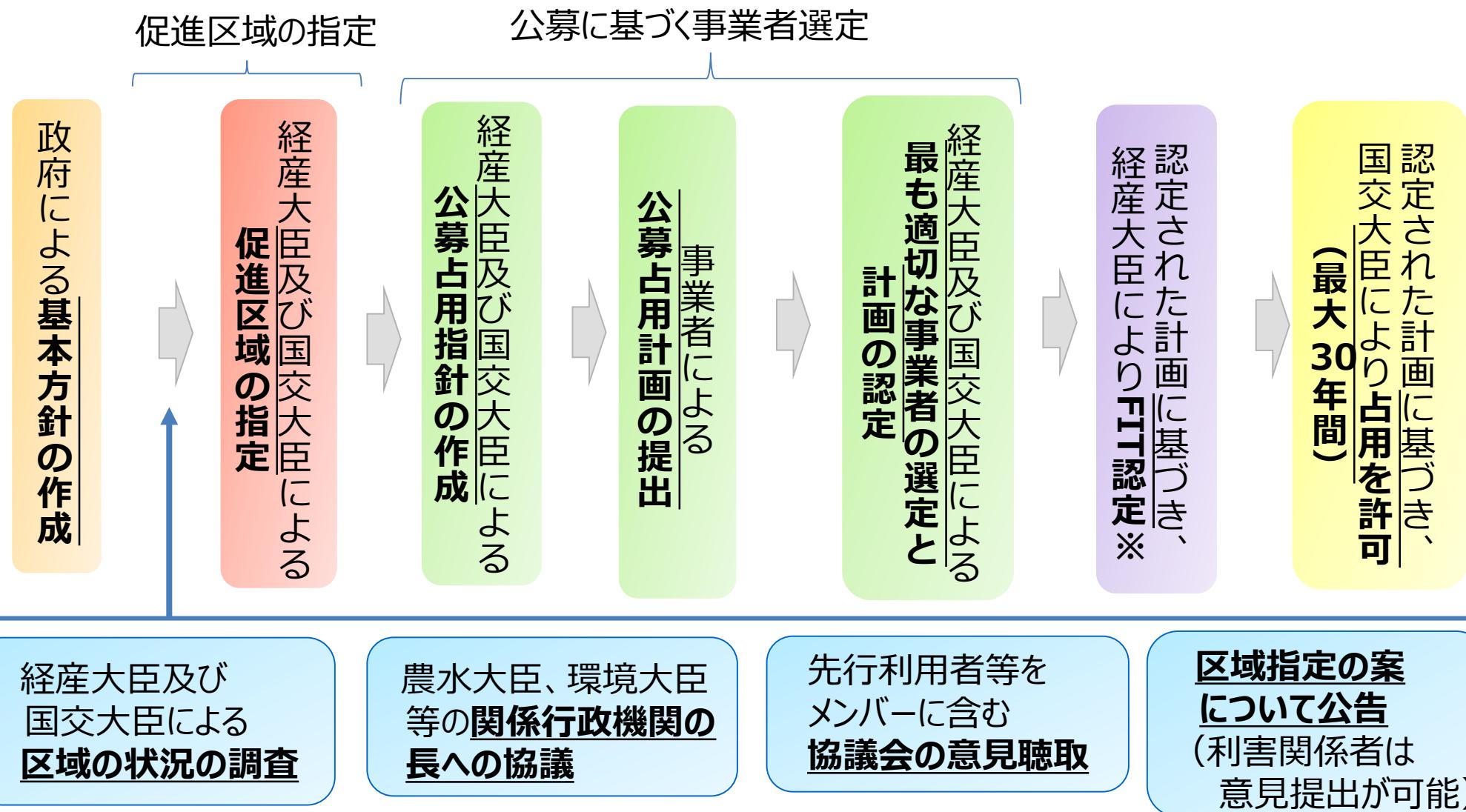
十四 関係行政機関の長等との調整能力 ⇒ 運用指針に従って、「関係法令を遵守するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長とよく調整し、理解にずれが生じないように努めること」を記載（議論無し）

十五 評価の基準 ⇒ 実績の評価方法等について、補足的に議論が必要（再エネ海域利用法に基づく学識経験者の意見聴取として議論）

十六 その他必要な事項 ⇒ 占用料、遵守すべき事項（地元関係者との接触禁止等）について、追加的に議論が必要

# (参考) 再エネ海域利用法の概要

- 再エネ海域利用法に基づく、手続きの流れは以下のとおり。



※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条に基づく経済産業大臣による発電事業計画の認定

# (参考) 促進区域の指定プロセスの概要

有望な区域選定のため  
の情報収集

## ①国による既知情報の収集

### A.都道府県からの情報収集（要望聴取）

- ・促進区域の指定を要望する都道府県は、以下の情報を国に提供
  - 促進区域の候補地
  - 地元関係者との調整状況（利害関係者を特定し、協議を開始することについて同意を得ているか（協議会が設置できる状況にあるか））
  - 促進区域の指定の基準等に係る都道府県の保有する情報（風況、水深、海底面底質、波高、離岸距離等）

### B.その他の情報収集

- ・都道府県以外の関係者からの情報収集・調整等
- ・その他必要な既知情報の収集

【3か月～】

- 公平、公正、透明性の観点から、一定の期間（3か月程度）の下で都道府県等から情報収集（要望聴取）する。

## ②第三者委員会の意見も踏まえ、有望な区域を選定（定期的に開催）

協議会における調整

### ③協議会の設置

### ④促進区域の指定について協議

⑤利害関係者を含め、  
促進区域案について合意。

### ③'調査実施区域の優先順位の決定

### ④'必要な調査の実施

- ・自然状況
- ・船舶航行
- ・系統の状況 等

### ⑤'促進区域候補の絞り込み

国による詳細調査

【1か月～】

- 第三者委員会の開催。

【3か月～】

- 協議会については地元のご理解が前提となるため、これ以上の期間がかかる可能性もある。

## ⑥第三者委員会における促進区域の基準への適合性評価を踏まえ、促進区域案を決定（定期的に開催）

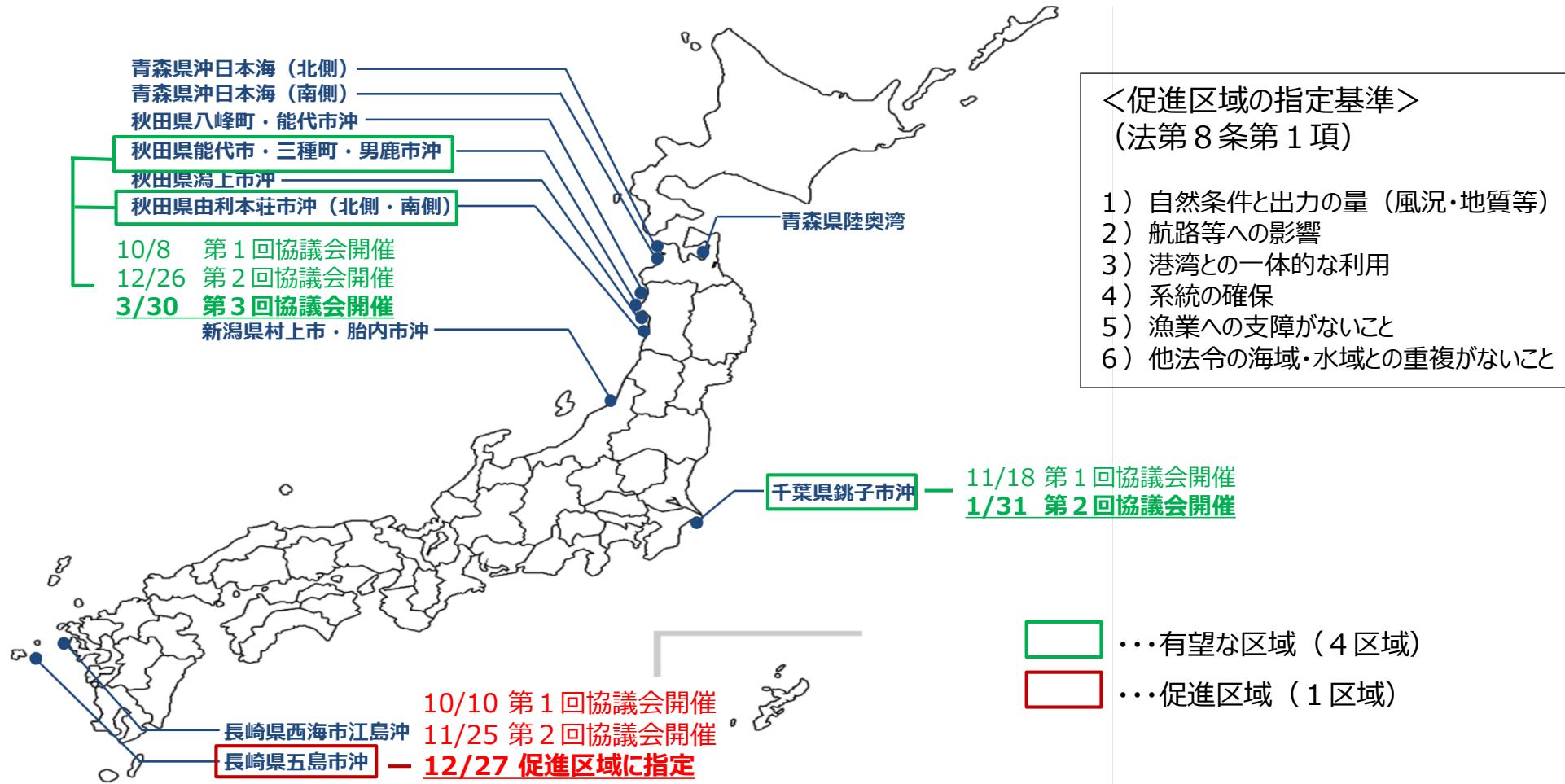
促進区域案について、⑦公告し、意見聴取 → ⑧関係行政機関の長への協議、関係都道府県知事・協議会の意見を聴取

### ⑨促進区域の指定

【年度ごと】公平性を確保しつつ、継続的・計画的に運用するため、年度ごとに開始。

# (参考) 促進区域の指定に係る現状

- 2019年7月、都道府県等からの情報収集を踏まえ、促進区域の指定に向けて、既に一定の準備が進んでいる区域（11区域）を整理した。このうち4区域については、「有望な区域」として、協議会の設置等を実施している。
- 長崎県五島市沖については、協議会での意見が取りまとめしたことなどから、関係省庁への協議など、必要な手続きを実施の上、2019年12月27日に促進区域に指定された。

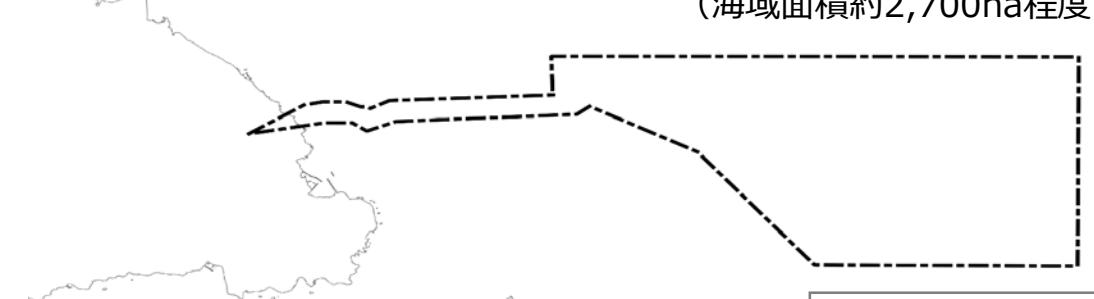


# (参考) 長崎県五島市沖の区域の概要

5

## 長崎県五島市沖の促進区域の範囲

(海域面積約2,700ha程度)



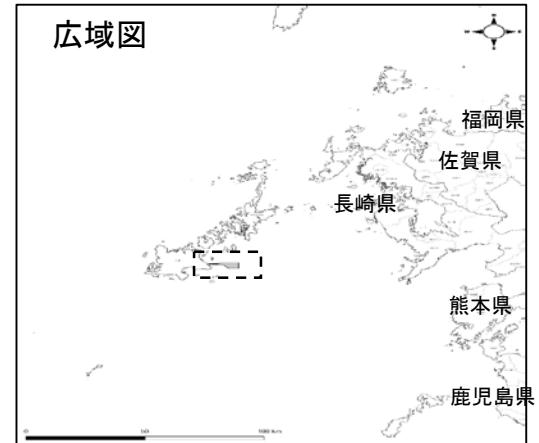
### 促進区域

(海域部分に限り、海岸保全区域を除く)

出典:白地図(国土地理院)

※都道府県からの情報提供を元に協議会の意見も踏まえ作図したもの。

## 広域図



## 長崎県五島市沖における協議会の意見とりまとめ（概要）

- 漁業操業、既設海洋構造物の運営及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、浮体式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。ただし、公募から発電事業の終了までの全課程において以下に留意することを求める。

### （1）全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元との共存共栄の理念について理解し、地域資源たる風と海を最大限活かした、地方創生にも資する発電事業の実施に努める。
- ✓ 選定事業者は、本協議会の意見を尊重して発電事業を行う
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して事業を行う場合には、海域の利用を了承する。

### （2）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は丁寧な説明等を通じ、信頼関係の構築に努める。
- ✓ 地域や漁業との協調等のための基金を五島市と協議の上、設立すること。  
基金の運用に当たっては、透明性を確保する。
- ✓ 選定事業者は、関係漁業者、学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ、等  
漁業影響調査を行う。

### （3）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、既存海洋構造物の保全等に支障を及ぼすことがないよう、  
関係漁業者や各施設の管理者と丁寧な協議を行う。

### （4）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航等事業者、海上保安部等への協議等を行う。
- ✓ 既設の海洋構造物へ被害が及ばないよう必要な措置を取る。

### （5）発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールを定める。

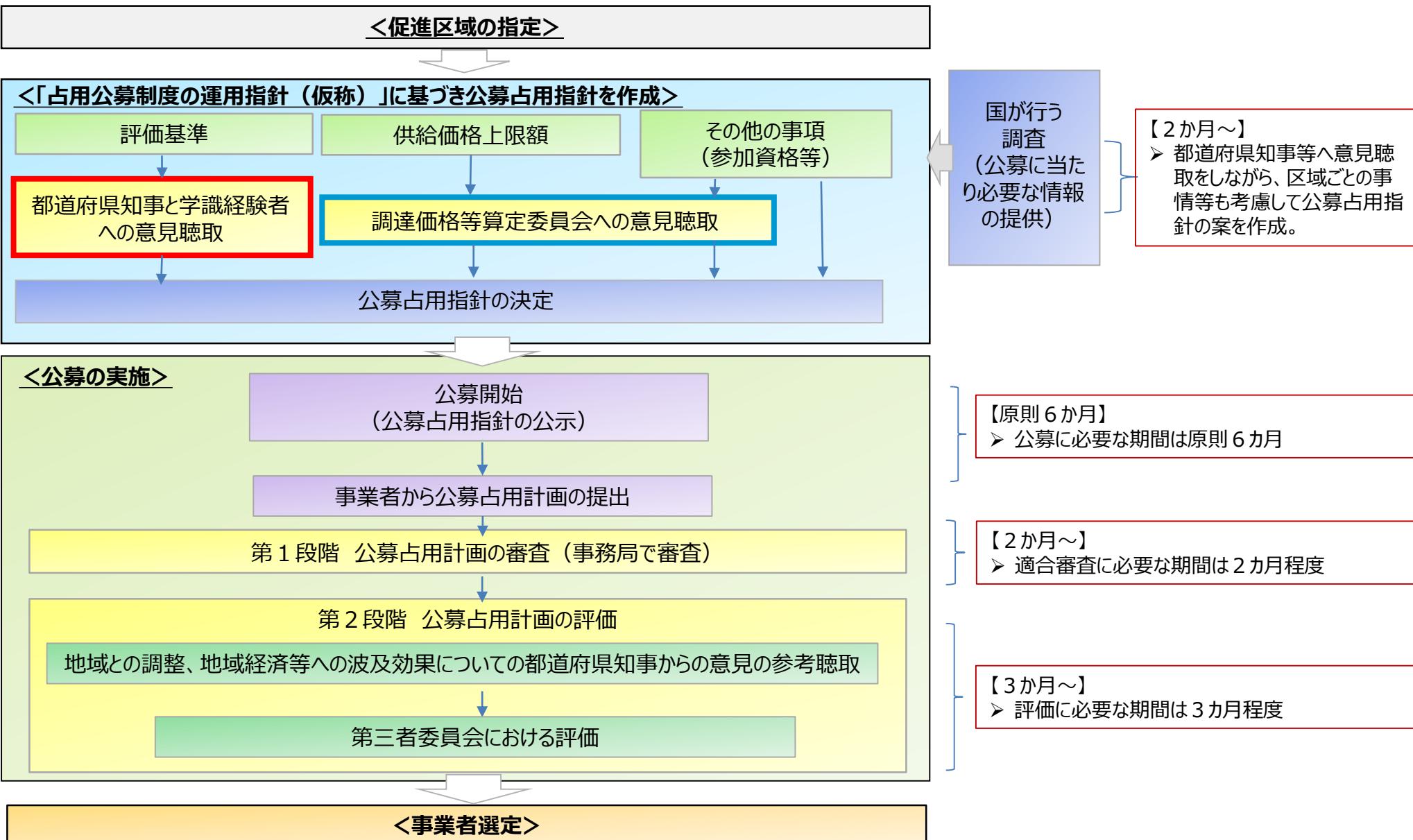
### （6）環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に  
等  
係る環境影響評価を適切に行う。

### （7）その他

- ✓ 今後、上記（1）～（6）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。

# (参考) 公募プロセスの全体像



# 調達価格等算定委員会の意見聴取結果

## 対象発電設備区分等（法第13条第2項第1号関係）

- 対象発電設備区分等は、「風力発電設備（浮体式洋上風力）」とする。

## 当該再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準（法第13条第2項第4号関係）

- 最大受電電力は2.1万kWを限度としつつ、発電設備の出力は上限を設定せず、下限を想定出力（2.1万kW）から20%を減じた1.68万kWとする。

## 公募の参加者の資格に関する基準（法第13条第2項第5号関係）

- 「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」と「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」の合同会議において平成31年4月22日にとりまとめた中間整理を踏まえ、経済産業省と国土交通省が令和元年6月11日に作成した「一般海域における占用公募制度の運用指針」において例示された参加資格（「申請者に国内外における風力発電の設置及び運営実績があること」を除く。）を基本として、設定することとする。

## 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項（法第13条第2項第6号関係）

- 公募参加時に納付する第1次保証金は、500円／kW、選定後に納付する第2次保証金は、5,000円／kW、選定後12ヶ月以内に納付する第3次保証金は、13,000円／kWとする。

※第1次保証金の没収事由は不正により参加が無効とされた場合等、第2次保証金の没収事由は、発電事業を中止した場合等

## 供給価格上限額（法第13条第2項第7号関係）

- 36円／kWhとする。

## 調達価格の額の決定方法（法第13条第2項第8号関係）

- 36円／kWhに消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額とする。

## 調達期間（法第13条第2項第9号関係）

- 20年とする。ただし、選定の日から8年を上限に公募の参加者が公募占用計画において事業開始日を定めることとし、これを超過した場合は、調達期間を短縮する。

## 選定事業者における再エネ特措法第9条第1項に規定による認定の申請の期限（法第13条第2項第10号関係）

- 選定の日から1年とする。

## 追加的に御議論頂きたい事項

(1) 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）

- ・港湾の場所と使用料について

(2) 撤去に関する事項について（第12号関係）

- ・保証の額や保証の開始時期について

(3) 評価の基準について（第15号関係）

- ・基本的な考え方
- ・事業実施の実績の評価方法等について
- ・サプライチェーン形成計画について

(4) その他必要な事項について（第16号関係）

- ・一般海域の占用料について
- ・遵守すべき事項について（地元関係者との接触禁止、株式譲渡について等）

- 長崎県五島市沖の促進区域を指定する際に、当該区域と一体的に利用される港湾は福江港を、港湾内の埠頭は、大津埠頭（岸壁水深5.5m、岸壁延長90m、耐荷重約2t/m<sup>2</sup>、利用可能面積約2～3ha）を想定しており、これを、公募占用指針に記載する。  
※福江港は、本事業の規模（2.1万kW）と照らし、風車の設置等に必要な広さと地耐力を有する埠頭があり、運用指針に記載された基地となる港湾の要件を満たす港湾であって、促進区域から最も近い港湾である。なお、事業者自らが利用できるとして調整した港湾がある場合は、その活用が認められる（当該港湾が活用できることを証する資料の添付が要件）。
- ※福江港の港湾管理者は長崎県であるため、福江港の使用料は長崎県条例により定められた額となる。
- 公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、公募に先立ち、港湾管理者に対して港湾施設の利用スケジュール等を通知し、利用可能であることを確認することを明示してはどうか。また、事業者の選定後、選定された事業者は、ただちに港湾管理条例に基づく使用許可の申請を行い、許可を受けることとしてはどうか。
- また、周辺地域に騒音等による影響が出ないように、港湾管理者等が実施する港湾周辺地域の良好な環境の形成等にも配慮しながら港湾を活用しなければならないことを公募占用指針に記載してはどうか。



使用料(条例料金)	
埠頭用地等(通常使用の場合)	年間1m <sup>2</sup> あたり730円
埠頭用地等(目的外使用の場合)	年間1m <sup>2</sup> あたり1,368円

※このほか、船舶が着岸する際に別途係船料（作業船等の特殊船：係留1回・24時間まで毎・総トン数1トンにつき67円）が発生

## 追加的に御議論頂きたい事項

(1) 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）

- ・港湾の場所と使用料について

(2) 撤去に関する事項について（第12号関係）

- ・保証の額や保証の開始時期について

(3) 評価の基準について（第15号関係）

- ・基本的な考え方
- ・事業実施の実績の評価方法等について
- ・サプライチェーン形成計画について

(4) その他必要な事項について（第16号関係）

- ・一般海域の占用料について
- ・遵守すべき事項について（地元関係者との接触禁止、株式譲渡について等）

- 運用指針において、撤去については、第三者による保証など、倒産時を含めて撤去を確実に担保するための方策を義務付けることとしたが、具体的な方法や保証の額、保証の開始時期等については、公募占用指針において定めるとした。

<撤去の方法>

- 本事業における洋上風力発電設備の撤去に関しては、原状回復を原則とする。

<撤去の担保方法>

- 撤去の担保方法としては、第三者による保証が必要であることとし、金融機関の保証状の差し入れか、倒産時にも隔離可能であり、撤去費用以外の活用を制限する口座（例えばエスクローアカウント等）による積み立てが必要としてはどうか（両方の合計額が保証額になつていれば良い）。

<保証の額>

- これまでのFIT制度の調達価格では、資本費の5%が撤去費用として計上されているが、国際的な認証機関であるDNV-GLの試算では、着床式洋上風力の撤去費用は海洋における施工費の70%といった考え方もある。
- 浮体式については、欧州でも基本的にはまだ実証段階であり、撤去の実績がないことを踏まえると、撤去費用の考え方を国が一律に定めることは困難な状況。
- 以上を踏まえると、想定している撤去方法に応じて各事業者が算出した撤去額を保証額とすることとし、撤去費用の算出根拠とその金額の信頼性についても評価の対象とすることとしてはどうか。一方、過剰に低い撤去費用を算出する事業者を防止する観点から、下限を設定するべきであり、資本費の5%を撤去費用の下限としてはどうか。

※ 撤去費の設定に当たって、明確な根拠を示さなかった場合は、相対的に低い評価が与えられることとなる。

<保証の開始の時期>

- 通常、①建設完了までの資金確保の見通しが立ってから建設は開始されること、②事業の承継も制度上は可能であること、③第55回調達価格等算定委員会において、確実な事業実施を担保するため、運転開始までは13,000円/kWの保証金を求めることとしたこと等を踏まえ、保証の開始日は、運転を開始する日からとしてはどうか。なお、資金確保の見通しや建設リスクの対応については、金融機関のLOI等により確認することとなる。

※海外では、運転開始の一定期間後に保証を開始する事例も存在するが、我が国では、まだ実績が少なく、運転開始後に風況が想定よりも悪いといった事態が否定できない。このため、今般の公募占用指針では、公募運転開始時から保証の開始を求めることがあるが、今後、事業者からの実績報告や業界からの提案、海外の事例等も踏まえ、見直すこともあり得る。

※運転開始する日とは、特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始する日。

＜参考＞一般海域における占用公募制度の運用指針（令和元年6月）より抜粋

## 8) 撤去に関する事項（本法第13条第2項第12号）

「撤去に関する事項」については、以下の事項に留意し、撤去の考え方を含めた計画を策定しなければならないことを明記する。

- ① 撤去に当たっては、関係法令を遵守すること
- ② 占用許可期間の終了後又は公募占用計画の提出者が経営破綻した場合に備えた撤去方法や撤去費用の確保に関する方法を示すこと（※）

欧州においては、事業終了時に発電設備を撤去することとしているほか、事業者に対し、政府宛の銀行の保証状の差入れ等の方法により、解体・撤去費用を確保するための措置を講じている。

本法の運用に当たっても、選定事業者に対し、第三者による保証など、倒産時を含めて撤去を確実に担保するための方策を義務付けることとする。第三者の保証については、差し入れる保証の額や保証の開始時期等について、海外の事例等を踏まえ、公募占用指針において定める。

## 追加的に御議論頂きたい事項

(1) 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）

- ・港湾の場所と使用料について

(2) 撤去に関する事項について（第12号関係）

- ・保証の額や保証の開始時期について

(3) 評価の基準について（第15号関係）

- ・基本的な考え方
- ・事業実施の実績の評価方法等について
- ・サプライチェーン形成計画について

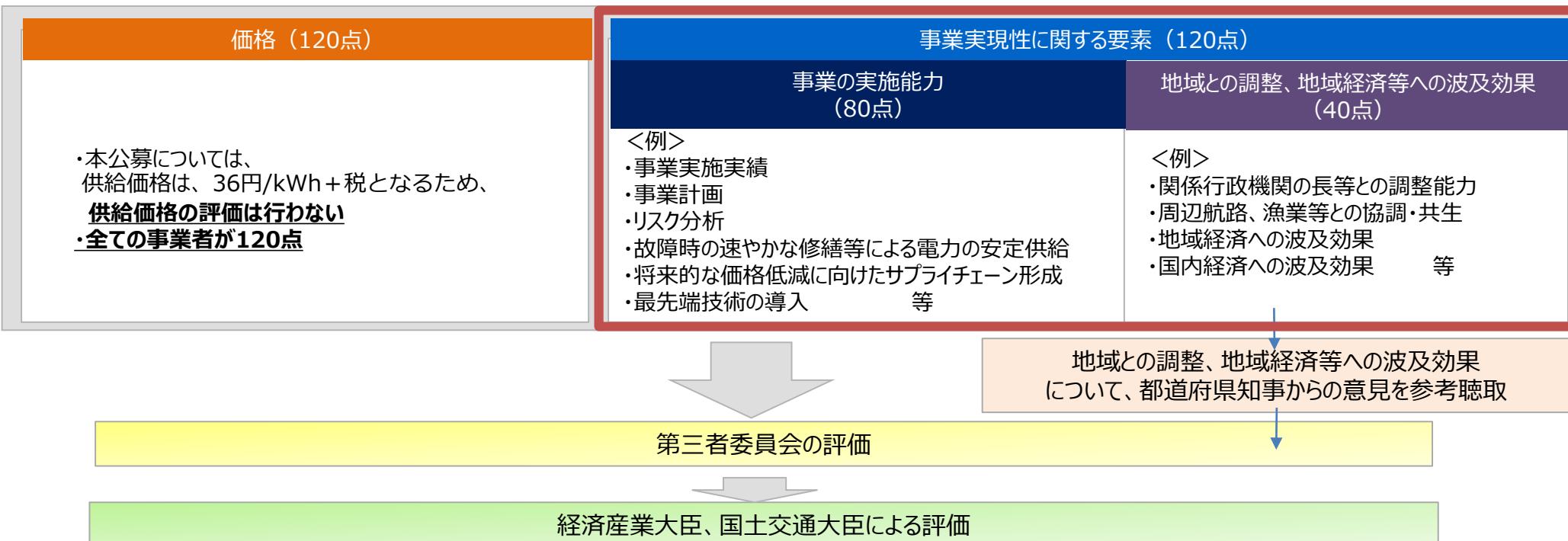
(4) その他必要な事項について（第16号関係）

- ・一般海域の占用料について
- ・遵守すべき事項について（地元関係者との接触禁止、株式譲渡について等）

# 第15号関係 評価の基準について① (基本的な考え方)

- 本合同会議の中間整理において、評価の配点等は、地域の特性を考慮することは重要であるものの、公平性・公正性の観点から、原則として、下記のような評価方法によることが適切とした。
  - このため、長崎県五島市沖に係る公募の評価基準は、公平性・公正性を考慮し、原則どおり、運用指針で定めた評価の基準とし、本日は、補足的に定める必要がある事項について、御議論いただきたい。
- ※評価の基準は原則どおりであるが、「長崎県五島市沖における協議会の意見とりまとめ」(p5)を公募占用指針に添付し、これを考慮することを求めてることで、地域の特性に応じた事業の実施が確保される。
- なお、第55回調達価格等算定委員会において、長崎県五島市沖の対象発電設備区分は「浮体式洋上風力発電」とされ、現在のFIT制度において、浮体式洋上風力発電の調達価格は2020年度まで36円/kWhと設定されていることを踏まえ、長崎県五島市沖に係る調達価格は36円/kWh+税とすることとされた。
  - このため、長崎県五島市沖の促進区域に係る公募は、価格による競争は実施せず、事業実現性に関する要素の評価によって、事業者を選定することとなる(価格は全ての事業者を120点とし、事業の実現性に係る要素は120点満点で評価の上で加点し、最も点数が高い事業者を選定することとなる)。

## 評価の方法



# 事業実現性に関する評価項目

＜参考＞一般海域における占用公募制度の運用指針（令和元年6月）より抜粋

大項目	小項目	確認の視点の例	確認方法の例
事業の実施能力	事業の確実な実施	▶ 事業実施実績	<p>下請けを含めて、 ・海上風力発電設備の設置、維持管理及び運用の実績があること。 又は ・陸上風力発電設備の設置、維持管理及び運用並びに、海洋土木工事の実績があること</p>
		▶ 事業計画の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュール、発電設備の計画、施工計画、維持管理計画及び収支計画（※）等の具体性、実現可能性、信頼性</li> </ul>
		▶ リスクの特定及び分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業撤退に至るリスクを分析しており、対応可能か</li> <li>・建設に関するリスク（適切な製造業者、設置船、特定の設置機器の有無等）</li> <li>・維持に関するリスク（技術的な阻害要因）</li> <li>・財務管理に関するリスク（風力変動に備えた対応）</li> </ul>
		▶ 財務計画（資金計画、収支計画）の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務計画（資金計画、収支計画）等を確認</li> </ul>
安定的な電力供給		▶ 電力の安定供給の観点から、故障時に早期復旧するための方策はできているか。特にサプライチェーン等の関係で早期復旧が可能か（早期復旧能力を有する国内サプライチェーン又はそれと同等のその他のサプライチェーンの形成計画が策定されているか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部品等はどこで製造し、どこで保管等し、どのように部品供給するのか</li> <li>・修理のための施設はあるか</li> <li>・サプライチェーン形成計画を提出</li> </ul>
		▶ 将来的な電力価格削減策があるか。特に価格削減に資するサプライチェーンの形成計画等が作成されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト削減策を含むサプライチェーン形成計画を提出</li> </ul>
		▶ 最先端の技術を導入し、業界を先導する取組みを行っているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最先端技術（施工技術を含む。）の導入状況</li> </ul>

評価の基準②で補足

評価の基準③で補足

※事業計画の信頼性評価の観点から収支計画の妥当性を確認する。国は、将来の発電コスト目標を達成するため信頼性を確保しつつコスト縮減する取り組みを計画的に進めることとする。

# 事業実現性に関する評価項目

＜参考＞一般海域における占用公募制度の運用指針（令和元年6月）より抜粋

大項目	小項目	確認の視点の例	確認方法の例
地域との調整、 地域経済等への波及効果	関係行政機関の長等との 調整能力	➢ 地域との調整のため、関係行政機関の長等と 調整を行う者の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係行政機関の長等との調整の実績               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国内の洋上風力における実績</li> <li>- 国内の陸上風力における実績</li> <li>- その他国内における実績</li> </ul> </li> </ul>
	周辺航路、 漁業等との協調・共生	➢ 関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生 方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者に、 どのように対話し、理解を得ながら進めていくのかが 明らかにされているか</li> </ul>
	地域への経済波及	➢ 地域への経済波及はどれくらい見込まれるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば以下を確認               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 地元雇用がどこにどれだけ増えるか</li> <li>- 地元に工場等がどれだけつくられ、どれだけ投資が 促進するか 等</li> </ul> </li> </ul>
	国内への経済波及	➢ 国内への経済波及はどれくらい見込まれるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば以下を確認               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国内雇用がどこにどれだけ増えるか</li> <li>- 国内に工場等がどれだけつくられ、どれだけ投資が 促進するか 等</li> </ul> </li> </ul>

# 事業実現性に関する要素の配点

＜参考＞一般海域における占用公募制度の運用指針（令和元年6月）より抜粋

事業実現性に関する評価項目【120点】									
事業の実施能力【80点】					地域との調整、地域経済等への波及効果【40点】				
事業の確実な実施【65点】			安定的な電力供給【15点】		地域との調整【20点】		波及効果【20点】		
トップ プランナー (10割)	実績 【30点】	事業実施 実績 【30点】	事業実現性 【35点】	事業計画の 実現性 【20点】	リスクの特定 及び対応 【15点】	財務計画の 適切性 【0点】	安定的な電力供給 【15点】	電力安定供給 と将来的な 価格低減 【10点】	最先端技術 の導入 【5点】
	・極めて適切 な実績 (国内の実 績に限る) 【30点】	・最も確実に事 業を実現 【20点】	・最も確実に事 業を実現 【20点】	・極めて適切 なリスク分 析と対応 【15点】	・極めて適切 なリスク分 析と対応 【15点】	・両方の観点か ら極めて適切 な対応 【10点】	・両方の観点か ら極めて適切 な対応 【10点】	・世界初の最先 端技術導入を 進めている 【5点】	・世界初の最先 端技術導入を 進めている 【5点】
	・優れた実績 (海外の実 績を含む) 【21点】	・優れている 【14点】	・優れている 【11点】	・優れている 【14点】	・優れている 【11点】	・片方の観点 が極めて適 切に対応し ており、もう 片方の観点 も優れてい る 【7点】	・片方の観点 が極めて適 切に対応し ており、もう 片方の観点 も優れてい る 【7点】	・今後導入が 進むと考えら れる最先端の 技術導入を 進めている 【4点】	・今後導入が 進むと考えら れる最先端の 技術導入を 進めている 【4点】
	・良好な実績 (海外の実 績を含む) 【9点】	・良好 【6点】	・良好 【5点】	・良好 【6点】	・良好 【5点】	・良好 【3点】	・良好 【3点】	・汎用的な技 術の中で最も 進んでいる技 術の導入 【2点】	・汎用的な技 術の中で最も 進んでいる技 術の導入 【2点】
ミドル ランナー (7割)	失格	・実績なし 【失格】	・事業実現可 能性があると 言えない 【失格】	・事業実現可 能性があると 言えない 【失格】	・事業実現可 能性があると 言えない 【失格】	不適切とまでは言えないレベル 【0点】	不適切とまでは言えないレベル 【0点】	・実績があつても、 能力がないと判 断できる場合 【失格】	不適切とまでは言えないレベル 【0点】
	最低限 必要なレ ベル (3割)	失格	・実績なし 【失格】	・事業実現可 能性があると 言えない 【失格】	・事業実現可 能性があると 言えない 【失格】	不適切とまでは言えないレベル 【0点】	不適切とまでは言えないレベル 【0点】	・実績があつても、 能力がないと判 断できる場合 【失格】	不適切とまでは言えないレベル 【0点】

- 現時点では国内における洋上風力発電事業の実績はほぼ存在せず、一律にどの程度の実績があればトップランナーになるといった基準を明確にすることは困難であり、公募参加事業者を相対的に評価せざるを得ないが、事業者の予見性を可能な限り確保する観点から、評価する実績の対象等について補足的に定めることとしてはどうか。

<評価する実績の対象>

- 洋上風力発電事業の役割を大きく分類すると、①風車の設置、②海洋土木工事、③風力発電事業の運営（維持管理含む）に分類できるため、これらに係る実績があるかを評価することとしてはどうか。
- これらの評価にあたっては、ア. 本事業を実施・管理する企業（事業実施企業）、イ. EPC（設計（E）・調達（P）・建設（C））等を実施する企業（EPC等実施企業）があるため、これらの企業を評価することとしてはどうか。

※事業実施企業：事業に係る責任を有し、事業計画作成、事業管理、請負企業選定・交渉、事業スケジュール管理等に関与する企業

※EPC等実施企業：風車や海洋工作物の製造、設置、維持管理に関する設計(E)・調達(P)・建設(C)や保守点検等を実施する企業

※1つの企業が、事業実施企業とEPC等実施企業を兼ねることも可能。①～③の役割を1者が担うことも、各種役割を分割し、複数社で担うことも可能。事業体制として適切な実績を示すため、事業者自身により体制を決めることとなる。

- EPC等実施企業については、公募段階では必ずしも確定していないことが想定されるため、候補者として関心表明書（LOI）を提出している企業（以下「協力企業」という）の実績を確認することも可能としてはどうか。
- なお、協力企業についても評価する観点から、事業者選定後の協力企業の変更は可能な限り避けるべきである。このことを踏まえ、協力企業については、複数の候補を示すことを可能とし、選定後には、原則、当該候補の中から確定することとしてはどうか

※複数の候補の協力企業の評価は、最も評価が低い企業の実績を扱うこととなる。

- また、公募の前後にコンソーシアム・SPCを設立し、事業体として公募に参加する場合は、当該事業体の議決権を有する企業（親会社等）を事業実施企業として位置付け、その実績を当該事業体の実績として確認することも可能としてはどうか。この場合には、当該事業実施企業についても公募の参加資格の有無を確認してはどうか。

＜過去の実績として評価するもの＞

- 以下の視点を基本として、これらを満たす場合を最も高い評価として扱い、満たす実績がない場合は、代替可能と事業者が考える実績を確認の上、下記視点からの近さの程度から、相対的に評価することとしてはどうか。

1. 国内の実績など、我が国の自然・社会状況等（※）を踏まえた事業の実績か。

※海洋土木工事については、航路や漁業等との利用調整を行った実績も含めて評価する。

2. 設備の仕様や規模、本公募において担う役割等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか。

※本公募に係る事業は、2.1万kWの浮体式洋上風力であるため、同規模以上の浮体式洋上風力の実績があれば最も高く評価。その実績がなければ、風車の設置については着床式や陸上等の浮体式以外の風車を、海洋土木工事についてはその他用途の浮体式構造物の実績を親和性の高さ（規模含む）から相対的に評価。また、構成企業で役割を分担する場合は、当該役割に応じた実績となっているかを評価。

3. 親会社や子会社等の実績でなく、自らの実績か。または、実態上、これと同等といえる根拠があるか。

＜評価の対象となり得るもの＞

- 実績として評価するのは、過去の実績におけるSPC等への出資比率でなく、その事業での実質的役割及びその実績の本事業における活用方法等を評価する。また、親会社等の実績でも、人的体制や情報共有体制等により、自らの実績と同等と言える根拠があれば、その同等性の程度に応じて評価する。

＜失格要件＞

- 前ページの①風車の設置、②海洋土木工事、③発電事業の運営（維持管理含む）について、これらのうち1つでも上記1.～3. の実績に近いといえる実績がないと判断する場合は、失格と扱うこととしてはどうか。

# (参考) 事業の実施体制のイメージと評価の対象の範囲

## 評価対象

① 風車の設置

② 海洋土木工事

③ 風力発電事業の運営

## 事業実施企業

(例) デベロッパー、発電会社等

(例) デベロッパー、発電会社等

(例) デベロッパー、発電会社等

### 事業実施企業（代表企業又はコンソーシアム・S P Cの構成企業）

**定義**： 事業に係る責任を有し、事業計画作成、事業管理、EPC業務等の請負企業の選定・交渉、資金調達、関係者調整、許認可手続き、事業のスケジュール管理等に関与する企業

**補足**： 公募時点で確定している必要がある。

複数の役割を1社が担うことは可能。①～③の各種役割を分割し、複数社で担うことも可能。

他のコンソーシアムに重複して参加することは不可。

原則、全ての事業実施企業が参加資格を満たす必要がある。

## EPC等実施企業

(例) 風車メーカー等

(例) 建設企業等

(例) 建設企業等

(例) メンテナンス会社等

### EPC等実施企業（協力企業、応募企業又はコンソーシアム構成企業でも可能）

**定義**： 風車や海洋工作物の製造、設置、維持管理に関する設計 (E) ・調達 (P) ・建設 (C) や保守点検等を実施する企業

**補足**： 公募時点では候補として記載することは可能。

複数の役割を1社が担うことは可能。①～③の各種役割を分割し、複数社で担うことも可能。

協力企業が、重複して複数の応募企業又はコンソーシアムの協力企業となることは可能。

- 事業実施能力の評価の視点の1つとして、電力安定供給の観点から、故障時に早期復旧するための方策等を確認することとしている。
- これを確認するための1つとして、サプライチェーン形成計画の提出を求めるとしているが、その記載事項やサプライチェーンとして扱う範囲が明確でなかったことから、本合同会議での議論を踏まえ、補足することとしてはどうか。

<サプライチェーン形成計画に記載すべき事項>

- 公募占用計画においては、形成するサプライチェーンについて、ア. 電力の安定供給、イ. 将来的な電力価格低減の観点で、有効と考える根拠を記載することとなるが、この際、どのような根拠が必要かがわかるように、例えば、以下の観点から評価することを示してはどうか。

#### ア. 電力の安定供給の観点

- ・故障や有事等の際にどの程度迅速に部品の調達等が可能か（どこで製造・保管され、その数はどの程度か等）。
- ・サプライチェーンを多様化・複線化するなど、その強靭化にどのように取り組んでいるか。
- ・部品メーカーとの提携を含め、事業実施地域である日本の自然環境等に応じた技術開発等を行う体制を構築しているか。

#### イ. 将来的な電力価格低減の観点

- ・サプライチェーン形成にあたって、新規参入を阻害せず、競争環境を確保しているか。
- ・輸送コストの低減など既存サプライチェーンを見直し、将来的なコスト低減に向けた取り組みを行っているか。
- ・部品メーカーとの提携を含め、コスト低減に向けた技術開発等を行う体制を構築しているか。

<サプライチェーンとして扱う範囲>

- 電力の安定供給等に係る対策は、ハードに係る対策（風車や部品等の供給方法等）とソフトに係る対策（メンテナンス体制等）の両方が想定されるため、これらの両方を評価することとしてはどうか。

※ハードに係るサプライチェーン：風車主要部品（ナセル、軸受、增速機、タワー、ブレード、ナセル台等）、電気系統（海底ケーブル含む）、基礎等のためのサプライチェーン等

※ソフトに係るサプライチェーン：運転、維持管理等のためのサプライチェーン等

<サプライチェーン形成計画の変更>

- 公募段階では、サプライチェーン形成計画が確定していないことが想定されているため、サプライチェーンをどのような考え方で形成する予定かを記載することとする。変更が生じた場合は、公募占用計画の変更に該当するため、「公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれるか」「やむを得ない事情があるか」といった観点で審査を行った上で、原則は、事業者選定を行った際の水準が維持されるかを個別ケース毎に判断する。

## 追加的に御議論頂きたい事項

- (1) 促進区域と一体的に利用される港湾について（第11号関係）
  - ・港湾の場所と使用料について
- (2) 撤去に関する事項について（第12号関係）
  - ・保証の額や保証の開始時期について
- (3) 評価の基準について（第15号関係）
  - ・基本的な考え方
  - ・事業実施の実績の評価方法等について
  - ・サプライチェーン形成計画について
- (4) その他必要な事項について（第16号関係）
  - ・一般海域の占用料について
  - ・遵守すべき事項等について（地元関係者との接触、株式譲渡について等）

- 再エネ海域利用法の促進区域の占用料については、近傍類地の占用料と均衡を失しないよう、近傍類地の占用料等を考慮し、設定することとしている。ただし、公益上特に必要があると認めるときには、占用料の減額することとしている。
- 海域の条例料金について、例えば、長崎県においては、洋上風力発電施設は、従来陸上に設置してきた大規模な構造物を、技術の進歩や時代の要請等に伴い、広大な海域に設置しようとするものとして、平成29年度に条例による洋上風力発電施設の占用料を設定。その金額は県内全市町の土地（山林を含む）に係る固定資産の平均価格のm<sup>2</sup>単価（3か年平均）に県公有財産に係る使用許可率（0.06）を乗じて算出している。

## 再エネ海域利用法

### 第十条 略

6 國土交通大臣は、國土交通省令で定めるところにより、第一項第一号又は第二号の行為に係る同項の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。

## 再エネ海域利用法施行規則

第二条 法第十条第六項の占用料又は土砂採取料は、近傍類地の地代又は近傍類地における土砂採取料等を考慮して國土交通大臣が定めるものとする。

2 國土交通大臣は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、占用料及び土砂採取料を減額し、又は免除することができる。

## 長崎県での水域の占用料(条例料金)

	占用料(年間)	適用区分
長崎県	100円/m <sup>2</sup>	発電施設

# その他必要な事項（事業実施にあたって遵守すべき事項等①：地元関係者との接触）

- 運用指針では、公募の開始から終了までの間、公募による事業者選定手続きの公平性、透明性及び競争性を阻害するような事業者による地元関係者との接触を行った場合には、公募への参加を認めないこととした。
- 「公募による選定手続きの公平性、透明性及び競争性を阻害するような地元関係者との接触」とは、具体的にどのような行為なのかが必ずしも明らかでないため、以下のように、行為の例や地元関係者の範囲を補足してはどうか。

## ＜公平性、透明性及び競争性を阻害する行為の例＞

- 例えば、以下のような行為については、公平性、透明性及び競争性を阻害するような地元関係者との接触としてはどうか。
  - 地元関係者から他社の情報を聞き出す行為
  - 自らに有利となるような都道府県への陳情を地元関係者に依頼する行為
  - 事業者が地元関係者に公募に関する助言を求めるといった行為
  - 地元関係者の費用を負担して飲食する行為など地元関係者に便宜を供与する行為
- 一方で、海域調査を行うための接触や地元イベントへの参加、協議会等において公平性・公正性・透明性を確保しながらの接触については、これだけをもって、公募による事業者選定手続きの公平性、透明性及び競争性を阻害するものではないと考えられるため、問題ないこととしてはどうか（ただし、上記の便宜供与等を伴う場合を除く）。

## ＜地元関係者の範囲＞

- 地元関係者の範囲は、協議会の構成員（関係省庁、自治体及び外部有識者を除く。以下同じ。）や協議会の構成員となっている団体の構成員が該当することとしてはどうか。
 

※協議会構成員等との一切の接触を禁止しているものではなく、上記に記載した公募による事業者選定手続きの公平性、透明性及び競争性を阻害するような事業者による地元関係者との接触を禁止するもの。

※関係省庁及び自治体は、国家公務員倫理法等それぞれの規程に基づいて、事業者と接触を行うことは可能。ただし、規程等に違反する行為を伴う接触があった事業者については、参加を認めない。
- なお、それ以外の者との接触であったとしても、例えは、その者を通じて、都道府県に対して自ら有利となるように働きかけを行った場合など、明らかに公平性・透明性及び競争性を阻害する行為があったと判断される場合は、参加資格を失うこととしてはどうか。

＜参考＞一般海域における占用公募制度の運用指針（令和元年6月）より抜粋

### 別紙 参加資格

- (3) ①～② 略  
 ③ 次にいずれにも該当しない者  
     次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から参加資格を認めないとされた者  
     a～c (略)  
 d 公募の開始から終了までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者

- 「5 評価の基準について（実績の評価の対象）」で議論したとおり、コンソーシアム又はSPCにおける事業実施企業については、事業者選定時に事業者の実績（能力）を評価しており、事後的にこれらの事業者以外に議決権（株式）の多数の保持を認めることとすると、公募選定時点の前提として評価した事業者の影響力が弱まり、事業の確実性が担保されない可能性がある。このため、議決権（株式）の譲渡は、安易に認めるべきではない。
  - 再エネ海域利用法第18条第2項においては、公募占用計画の変更があったときは、変更することについて①公共の利益の一層の増進に寄与することであること又は②やむを得ない事情があることに適合すると認める場合に限り認定されることとしている。
  - このため、議決権（株式）の割合は、公募占用計画に記載することとし、これに変更がある場合は、公募占用計画に変更があるとして、適切に事業ができる体制であるかといった観点を含め、①②の観点から譲渡の可否を個別に判断することとしてはどうか。
  - 特に、議決権が最も大きい企業の変更、事業実施企業が脱退する場合や、議決権（株式）の譲渡により、評価の対象となった事業者による議決権の保有割合が一定規模（※）を下回ることとなる場合等、事業の確実性への影響が大きいと考えられる場合には、変更後の体制により、適切な事業の実施が可能かという観点を含め、①②の観点から個別に審査し、慎重に判断する必要がある。
- ※一定規模とは、建設工事が完了し、洋上風力発電の運転が開始された後は、事業リスクが低減されることも踏まえ、運転開始前は、事業者の議決権保有割合が全体の2/3未満となる譲渡、運転開始後は、事業者の議決権保有割合が全体の1/2以下となる譲渡としてはどうか。
- ただし、資本の流動性を高めることは、資金調達のコストを抑制し、発電コストの低減に資することとなるため、可能な限り、柔軟な運用を行うことが重要。このため、上記に該当しない場合における株式（議決権）の譲渡については、事業の確実性への影響は低く抑えつつ、発電コスト低減に資すると考えられることから、公共の利益の一層の増進に寄与するとして、原則は、変更を許可することとしてはどうか。

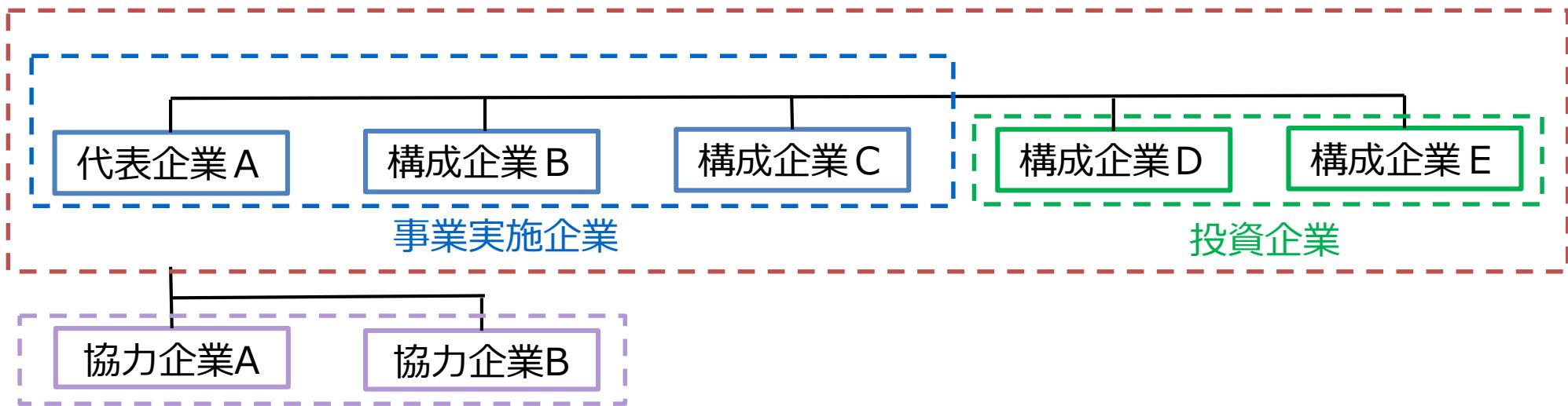
<参考>

◇イギリス

- ・原則、建設完工時までは、合計で議決権の25%、完工後は合計で議決権の50%以上が譲渡されることとなる場合は、The Crown Estate（英国王室領管理法人）の同意が必要。

## <参考 体制イメージ>

### コンソーシアム又はSPC



### <定義>

- 代表企業 : 構成企業のうち、公募においてコンソーシアム又はSPCを代表して手続を行う企業。
- 構成企業 : 本公募に係る事業のために設立されるコンソーシアム又はSPCの議決権を有する企業。
- 事業実施企業 : 構成企業のうち、主要な役割を担い、本事業を実施・管理する企業として選定時に評価される企業。
- 投資企業 : 構成企業のうち、事業実施企業以外の企業（コンソーシアム又はSPCの議決権を有する企業）。
- コンソーシアム : 構成企業からなるグループの総称で、事業者選定後はSPCを設立することがある。
- 協力企業 : 議決権を有さず、業務を請負等することの関心表明書を提出している企業